

# 神奈川県果樹農業振興計画

平成28年3月

## 目 次

1 果樹農業の振興に関する方針 .....	1
2 栽培面積その他果実の生産の目標 .....	8
3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標 .....	9
4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項 .....	11
5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項 .....	11
6 果実の加工の合理化に関する事項 .....	12
7 その他必要な事項 .....	12

## 1 果樹農業の振興に関する方針

本県の果樹農業は、県西地域を中心に栽培されているうんしゅうみかん等の柑橘類、うめやキウイフルーツ等の落葉果樹と、都市部を中心に栽培されているぶどうやなし等の落葉果樹に大別される。特に、ぶどうやなし等は、古くから庭先販売や宅配等による地産地消の取り組みの優良事例にもなっている。

しかしながら、担い手の高齢化や減少が進み、農業就業人口の過半数が65歳以上となり、後継者不足による耕作放棄地の増加や、長期化する消費低迷による販売の不振、資材費の高騰等による農業所得の減少、市街化の拡大による生産環境の悪化、さらに、昭和40年代から50年代にかけて植栽された果樹の高樹齢化による生産性の低下、近年の異常気象の影響による品質や収量の低下等様々な課題があり、対応が急務となっている。

こうした課題に対応するため、本県では、『県民の求める「食」の提供』、『「農」の潜在力の活用』、『都市農業の持続的な発展を支える基盤の整備』を基本的施策とした、「かながわ農業活性化指針」を平成24年3月に改定し、県内産農産物の魅力を伝える情報発信サイト「かなさんの畑」を活用した販売促進、ブランド力強化のため「湘南ゴールド」等の新品種の普及や、オーナー制度など県民参加型の農業経営の推進、農作業の省力化と早期成園化につながる「樹体ジョイント仕立て法」の導入等に取り組んできた。

一方、国では、産地内連携にとどまらず、産地と消費地間、産地間及び異業種を含めた「連携」を強めるとともに、ニーズに対応した生産や多様な販路の確保を産地自らが見出すことにより、果樹農業の所得向上に向けた好循環を生み出すため、「果樹農業振興基本方針」を平成27年4月に改定したところである。

こうしたことから、更なる地産地消の推進、担い手の育成・確保等を図るため、「神奈川県果樹農業振興計画」を改定し、本県の果樹農業を推進する。

### (1) 基本的な考え方

本県の果樹農業の振興を図るため、「果樹農業振興基本方針」及び「かながわ農業活性化指針」の施策の方向に即し、流通・消費面において、地産地消の推進や加工・小売・食品関係業者等の実需者(以下、実需者という。)と連携するとともに、生産・加工面において、産地内における生産者、出荷組織及び指導者の連携強化を図り、果実の消費拡大・生産者の所得向上を目指す。

#### ア 流通・消費面での対策推進

うんしゅうみかんやキウイフルーツ等の市場流通、なしやぶどう等の直売・宅配に加え、実需者の多様なニーズや期待に応じたものを生産する「マーケット・イン型農業」に生産者・JA・実需者が連携して取り組むことにより、果樹農業の新たな展開を推進する。

また、県民に県内産の果樹をPRするため、情報の受発信を行うアンテナショップサイト「かなさんの畑」等を通じて、厳選された果実や新品種及び果実の活用方法の情報発信を強化するとともに、「かながわブランド」への登録を推進し、ブランド力を高める。

国や大学等の研究機関が示す「β-クリプトキサンチンが骨の健康を保つ」等の科学的根拠を基に、健康や豊かな食生活には果実が必要であることを県民にPRする。さらに、収穫体験や栽培体験を経営の一環として取り入れ、農業への理解を深めるほか、加工品の原料原産地表示により県内産果実をPRし、地産地消を進める。

### イ 生産・加工面での対策推進

農地中間管理事業等を活用して農地の有効利用を図るとともに、基盤整備・園地集積により、農業経営の効率化を促進する。また、援農ボランティアやオレンジホームファーマー等による新たな労働力の確保を促すとともに、就農・経営開始直後や経営改善期の生産者に対して、技術や経営の課題解決、規模拡大等に向けて支援し、経営感覚に優れた果樹経営者を育成する。

果樹経営支援対策事業や未収益期間支援事業を活用し、開発された新品種や技術を導入し、他県との差別化やブランド化を推進する。また、「樹体ジョイント仕立て法」の導入を普及することにより、産地の維持・強化を図る。

果実を将来にわたり安定的に供給し、競争力のある産地を構築するため、独自の品種や地域・生産者の限定、実需者との連携等による新需要の創出、6次産業化に取り組む等、産地自らが具体的な目標とそれを実現するための戦略を示す「果樹産地構造改革計画」を策定し、各産地の特長を生かした果樹生産を推進する。

また、生産者自らが食品関係業者と連携した加工品の新たな販売など6次産業化の取組も支援する。

さらに、県内の主要産地を中心に生産出荷組合等が主体のGAPの取組みを支援し、消費者へより安全な果実供給を推進する。地球温暖化・鳥獣害・新病害虫についても対策を講じ、安定した果樹生産を推進する。

## (2) 目標年度 平成37年度

### (3) 果樹生産の技術課題等に対応した品目別取組方向

#### ア うんしゅうみかん

現状と課題	取組方向
(1) 全国的に生産量が多く、需給調整等の対策が行われているものの、価格は安定しない。また、優良品種や品目への転換等に向けた改植に係る事業は設けられているが、実施者は少ない。	(1) 計画生産による出荷調整を行うとともに、改植事業のPR等を通じて、事業を活用し、産地で推奨する優良かんきつ類や他品目への転換を図る。
(2) 高齢化や地球温暖化に対する取組が必要である。	(2) 低樹高化や浮皮軽減技術等を普及し、安定生産を推進する。
(3) 一部の地域で、耕作放棄されている園	(3) 農地中間管理事業や基盤整備、園地集

<p>が見受けられる。</p> <p>(4) 高糖度果実を「特選みかん」として差別化した販売が好評を得ている。また、機能性食品として消費拡大を図る事例が出始めている。</p> <p>(5) 観光もぎとり園及びオーナー制度の新たな取り組みが少なく、新規顧客の受け入れが進んでいない状況である。また、顧客はリピーターが多いが、顧客が減少した場合には新規顧客を受け入れて補う状況も見られる。</p>	<p>積により、農地の有効利用及び農業経営の効率化を図る。</p> <p>(4) 選果体制の強化を一層推進し、高糖度果実「特選みかん」及び機能性表示に向けた取り組みにより、ブランド力の向上と消費拡大を図る。</p> <p>(5) 観光もぎとり園及びオーナー制度の新規導入を啓発するため、導入にあたってのメリットや注意点を周知し、適切な栽培管理技術を指導する。</p>
--	---

イ その他かんきつ(湘南ゴールド、不知火、はるみ等)

現状と課題	取組方向
<p>(1) 「湘南ゴールド」は、平成27年度産まで生産目標100tにむけ、生産拡大を進めてきたことにより、認知度が高くなり、消費者の期待に応える品質の果実を提供することが求められている。また、栽培技術が確立されつつあるが、病害や寒害による品質の低下等の課題がある。</p> <p>(2) 「不知火」「はるみ」等、品種が多様化し、大型直売所での販売も定着しているが、安定生産技術が導入されていない品種も多い。</p> <p>(3) 高齢化のため傾斜地は、管理できていない園が多い。過去に園内道の整備は行われたが、経済的に厳しい状況のため、園地整備は進んでいない。</p> <p>(4) サル、鳥、イノシシ等の鳥獣被害が増加している。生産安定のため、鳥獣被害の対策が必要である。</p>	<p>(1) ブランドとして維持・発展を図るため、出荷・選果体制の徹底を推進する。また、病害等の課題に対して栽培技術を確立し、さらなる生産の安定を図る。さらに、実需者ニーズに対応するため生産拡大を進めるとともに、機能性表示の検討やブランド維持に向けた加工用果実の新需要の創出を促進する。</p> <p>(2) 周年販売(10～7月出荷)を実現する多様な品種の選定と導入及び安定生産技術の導入を進めるとともに、県民に県内産かんきつを提供する。</p> <p>(3) 改植に伴う園内の環境整備とともに、省力化に向けた園内道の整備を推進する。</p> <p>(4) 電柵や樹体被覆による鳥獣被害防止対策やわな設置等による個体数調整を支援する。</p>

ウ ぶどう

現状と課題	取組方向
<p>(1) 直売や宅配等により安定した販売が行われており、近年の消費者ニーズにあった無核(種子なし)栽培技術が確立し、ほぼ県下に普及している。</p> <p>(2) 省力化技術として、平行整枝短梢せん定技術が普及しつつある。また、品質向上、労力・販売期間の分散のため、簡易な雨除け等の施設栽培が増加傾向にある。さらに、過度の大房傾向や今後懸念される夏季高温の対策として、適正着房による着色と糖度の向上が必要である。</p> <p>(3) 赤系と緑系品種(赤:「安芸クイーン」等、緑:「シャインマスカット」等)を導入したが、赤系については夏季高温等の影響により品種特有の着色に至らない。また、「シャインマスカット」の作付が急増しており、技術の確立が必要である。</p>	<p>(1) 種子なしや皮ごと食べられる等の消費者ニーズに対応した栽培技術や新品種の導入等により、有利販売を推進する。</p> <p>(2) 平行整枝短梢せん定の普及による省力化と適正着房等の品質向上技術の普及を図る。また、品質向上、労力・販売期間の分散を図るため、施設化と品種の選定の検討を行う。</p> <p>(3) 赤系や緑系等の導入品種の生産を安定させる栽培技術を確立し、普及を図る。</p>

エ なし

現状と課題	取組方向
<p>(1) 直売や宅配等により安定した販売が行われているが、高樹齢化が進み、生産性の低下による生産量の確保が懸念される。また、今後、適正な改植の推進が急務であるが、収量確保に一定期間を要することなどから、面的な改植の取組みは少ない。一方、県内で「樹体ジョイント仕立て法」に取り組む事例が増えてきた。</p> <p>(2) 直売経営で有利販売を進めるため、極早生品種の「香麗」「なつみず」を県が育成し、導入した。また、「豊水」から中生種の有望品種「あきづき」への導入が図られたが、安定した栽培技術が普及していない。</p>	<p>(1) 果樹経営の継続性を図るため、改植を計画的に進めるとともに、大苗育苗技術及び「樹体ジョイント仕立て法」等の積極的な導入を図り、早期成園化を推進する。</p> <p>(2) 新品種が安定して生産できる栽培技術を普及するとともに、県育成品種を積極的に導入することにより、有利販売を推進する。</p>

<p>(3) 年々、気象災害による被害が増加しているが、抜本的な対策として多目的防災ネットの設置が普及していない。</p> <p>(4) 気象災害に対応するため農業共済制度の対象作物となった。</p>	<p>(3) 気象災害を防ぐために、多目的防災ネット等の導入支援を図り、気象災害のリスク軽減を図る。</p> <p>(4) 気象災害に対応するため、農業共済制度への加入推進を図る。</p>
--	--

## オ かき

現状と課題	取組方向
<p>(1) 整枝の基本である低樹高栽培技術の導入が進み、以前より樹高は低くなっている。また、省力化技術として、平棚栽培が一部地域で導入され、「樹体ジョイント仕立て法」の取組みも始まった。</p> <p>(2) 直売や宅配等が主体であるが、秋果実は品目数が多いため、相対的に市場流通が供給過多になり、直売の購買力に影響を及ぼしている。</p> <p>(3) 「太秋」、「早秋」、「甘秋」等の品種が導入されたが、安定的栽培技術の確立までには至っていない。</p>	<p>(1) 平棚栽培や「樹体ジョイント仕立て法」等、省力化技術の導入と普及を図る。</p> <p>(2) 「富有」を柱に早生等品種の導入や他品目への更新を推進する。</p> <p>(3) 導入した品種が安定して栽培できる技術の普及を図る。</p>

## カ うめ

現状と課題	取組方向
<p>(1) 消費者の多様なニーズに対応するため、早生で中粒品種「十郎小町」と核重率の低い大粒品種「虎子姫」を県が育成し、導入した。</p> <p>(2) 低樹高化が進んできたが、高齢化に伴い、一層の省力化が必要となっている。</p> <p>(3) 晩霜被害により大きく減収することがあるため、気流が停滞せず降霜を招かないような園地周辺の管理や樹体管理が必要である。</p> <p>(4) 市場出荷型の梅干用品種は長期契約体制で対応している。</p> <p>(5) うめの消費量の減少や豊作年の加工業者の買いだめ等により、価格が低く、</p>	<p>(1) 地域ブランド化を進めている「十郎」と、新たなブランドとして県育成品種を普及することにより、消費者に対して多様な果実を供給する。</p> <p>(2) 「樹体ジョイント仕立て法」等の普及による省力化の検討を行う。</p> <p>(3) 気象災害に対しては、凍霜害回避に向け、安定して生産できる栽培技術の普及を図る。また、農業共済制度の新設及び加入推進を図る。</p> <p>(4) 価格安定のため長期契約を一層推進する。</p> <p>(5) 新たな需要創出に向け、実需者と産地が連携して取り組むウメピューレ等の加工</p>

新たな需要を創出する必要がある。	品開発や果実の供給体制を支援する。
------------------	-------------------

#### キ キウイフルーツ

現状と課題	取組方向
(1) 県西地域は貯蔵出荷産地として全国的にもシェアが高い一方で、高樹齢樹が多くなってきているが、生産者が高齢のために改植が進まない。一方県西地域以外では、直売用に小規模栽培が増加している。	(1) 高樹齢樹の改植啓発及び樹勢の維持に向けた技術指導を推進する。また、県西地域以外では、基本的な栽培技術の支援により、生産量の維持と品質向上を図る。
(2) 高齢化と後継者不在により優良なほ場が荒廃化しつつあるが、担い手が見つからない状況にある。	(2) 担い手不在となる見込みの優良ほ場の荒廃化を防ぐため、新規参入希望者等に積極的にほ場の活用をアピールし、生産への参入を促進する。
(3) 「レインボーレッド」等の品種を導入したが、適正着果などの栽培技術が普及していない。また、かいよう病Psa3の国内発病により、全国的に花粉の確保が重要である。	(3) 直売型は、甘い品種を好む消費者ニーズに対応するため、「ヘイワード」から「レインボーレッド」等、優良な赤・黄色系品種へ更新を図るとともに、花粉の確保や栽培技術及び追熟技術の普及を図る。

#### ク いちじく

現状と課題	取組方向
(1) 栽培面積が小さくても収益を上げやすく、県西地域では地域特産物として市場出荷され、市場での評価は高いが、生産者の高齢化や高樹齢化により生産者数が微減傾向である。	(1) 市場型と直売型に分けて生産拡大を推進するが、新たな担い手として定年帰農や新規参入者等への導入を図り、生産者の確保に努める。
(2) 収穫に労力が係るため、1戸当たりの面積拡大は困難である。日持ち性が悪い等デメリットがあるが、収益性が高いため生産意欲は維持されている。	(2) 直売として需要が高く、農薬使用回数が少なくても栽培が可能のため、消費地の近い都市部での栽培にも適した品目として推進する。
(3) スリップスや株枯病への対策が課題となっている。	(3) 安定生産に向けた病虫害防除技術の普及を図る。



ケ ブルーベリー

現状と課題	取組方向
<p>(1) 機能性や収穫体験の導入、加工特性等から栽培面積が増えてきたが、収穫に労力がかかるため、摘み取り園等の観光農園化が推進され、生産者が消費者と直接ふれあう機会となっている。</p> <p>(2) 収量型として「ラビットアイ系」、摘み取り主体型として「ハイブッシュ系」が普及している。経営方針に応じた品種が選択されているが、結実性が高いため、管理が放任的になりやすく、土壌管理、せん定、病虫害対策を含めた基本的な管理技術が十分習得されていない。</p>	<p>(1) 観光農業として、摘み取りのほか農産加工等を含めた、都市住民との交流を図る農業の展開を推進する。</p> <p>(2) 経営状況に応じた品種の導入を支援するとともに、安定生産に向けた土壌管理、せん定等について、さらなる安定栽培技術の普及を図る。</p>

コ くり

現状と課題	取組方向
<p>(1) 収益性が低いため、農地の保全管理として栽培されていることが多い。また、虫害対策として、晩生品種から早生品種「出雲」に更新されたほか、中生品種では温湯法を一部地域で実施している。</p> <p>(2) 市場出荷型では、長期契約体制で対応している。</p> <p>(3) 加工特性の高い「ぼろたん」が育成されたが、県下には十分に普及していない。</p>	<p>(1) 温湯法による収穫果実の虫害対策を普及し、販売果実のロス低減を図る。</p> <p>(2) 市場出荷型は、価格安定を図るため、契約出荷を推進する。</p> <p>(3) 新品種「ぼろたん」の導入による加工用途の拡大と、商品開発による価格の安定を図る。</p>

## 2 栽培面積その他果実の生産の目標

2010年から2015年までの間に農業経営体数が11.6%減少していることから、平成37年度には更なる減少が予想されるが、品目別に示した取り組みを実施することにより、目標は栽培面積のすう勢値の5%増を目指す。ただし、反収を考慮するほか、うんしゅうみかんは5%減とする。

区分 果樹の種類	生産数量(トン)		栽培面積(ha)	
	平成26年度	平成37年度目標	平成26年度	平成37年度目標
うんしゅうみかん	20,900	16,720	1,290	1,032
その他かんきつ	818	777	66	63
ぶ  ど う	672	672	86	86
な し	5,180	4,921	257	244
か き	1,940	1,649	281	239
う め	1,840	1,564	403	343
キウイフルーツ	1,970	1,872	143	136
いちじく	32	33	2.1	2.2
ブルーベリー	63	82	17	22
く り	388	349	485	437

注) 平成26年度生産数量及び栽培面積は「耕地及び作付面積統計」、「果樹生産出荷統計」、「平成26年産特産果樹生産動態等調査」に基づく。なお、その他かんきつの生産数量及び栽培面積については、「平成25年産特産果樹生産動態等調査」より引用。

### 3 その区域の自然的経済的条件に応ずる近代的な果樹園経営の指標

#### (1) 栽培に適する自然的条件

果樹の種類	区分 品種	年平均 気温	低温要求 時間	降水量	その他
うんしゅう みかん	大津4号 青島温州	15℃以上 18℃以下			
その他 かんきつ		16℃以上 (ユズは13℃以上)			湘南ゴールドは12 月から収穫時まで -2.5℃以下になら ないこと
ぶ ど う	巨 峰	7℃以上	500時間 以上(巨峰)	欧州種は 1,200mm以下	
な し	幸 水	7℃以上	800時間 以上(幸水)		
か き	富 有	13℃以上	800時間 以上		
う め	白加賀	7℃以上			
キウイフルーツ	ヘイワード	12℃以上			
いちじく	柘井ドーフィン	15℃以上			耐寒性弱 幼木-6℃程度
ブルーベリー	ラビットアイ系 ハイブッシュ系	15℃以上			土壌pH 調整必要
く り	出 雲	7℃以上			

(2)効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型  
ア 経営類型の計算の根拠

果樹の種類	指標作成の経営類型	単収 (kg)	単価 (円/kg)	売上高	10a当たり 労働時間 (時間)	10a当たり 費用合計 (円)	10a当たり 粗収入 (円)	10a当たり 所得 (円)
うんしゅうみかん	柑橘複合、柑橘＋落葉果樹複合	2,775	184	509,859	222	340,246	509,859	169,613
ハウスみかん	柑橘複合	6,000	722	4,332,000	706	2,894,883	4,332,000	1,437,117
ハウス湘南ゴールド	柑橘複合	1,500	1,223	1,834,500	706	1,270,191	1,834,500	564,309
中晩柑類	柑橘複合	2,210	296	654,160	222	358,985	654,160	295,175
ぶどう	落葉果樹複合1	1,350	1,340	1,808,331	424	416,495	1,808,331	1,391,836
なし	落葉果樹複合2	3,070	504	1,548,146	322	504,046	1,548,146	1,044,100
なし 樹体ジョイント 仕立て法	落葉果樹複合1	3,070	504	1,548,146	279	502,230	1,548,146	1,045,916
かき	落葉果樹複合2	2,140	482	1,030,554	217	397,896	1,030,554	632,658
うめ	柑橘＋落葉果樹複合	1,760	318	559,591	162	363,053	559,591	196,538
キウイフルーツ	柑橘＋落葉果樹複合	2,000	304	607,407	204	475,203	607,407	132,204
いちじく	柑橘＋落葉果樹複合	2,000	847	1,694,444	514	665,885	1,694,444	1,028,559
ブルーベリー	ブルーベリー観光	828	1,852	1,533,333	241	193,944	1,533,333	1,339,389

イ 経営類型

果樹の種類	経営規模 (ha)	作付面積 (ha)	単収 (kg)	単価 (円/kg)	売上高	10a当たり 労働時間 (時間)	10a当たり 費用合計 (円)	作付面積 費用合計	粗収入 (円)	所得 (円)	労働時間 (時間)	
												10a当たり 労働時間 (時間)
柑橘複合	1.8	うんしゅうみかん※1	1.0	2,775	184	5,098,590	222	340,246	3,290,210	15,190,050	5,580,856	4,964
		ハウスみかん	0.1	6,000	722	4,332,000	706	2,894,883	2,894,883			
		ハウス湘南ゴールド	0.1	1,500	1,223	1,834,500	706	1,270,191	1,270,191			
		中晩柑類※2	0.6	2,210	296	3,924,960	222	358,985	2,153,910			
柑橘＋落葉果樹複合	2.5	うんしゅうみかん※3	1.0	2,775	184	5,098,590	222	340,246	3,290,210	16,085,304	6,501,989	5,452
		中晩柑類※4	0.4	2,920	296	3,457,280	222	358,985	1,435,940			
		うめ	0.5	1,760	318	2,797,955	162	363,053	1,815,265			
		キウイフルーツ	0.5	2,000	304	3,037,035	204	475,203	2,376,015			
落葉果樹複合1	1.0	いちじく	0.1	2,000	847	1,694,444	514	665,885	665,885	16,262,015	11,496,920	3,226
		なし 樹体ジョイント 仕立て法	0.7	3,070	504	10,837,022	279	502,230	3,515,610			
		ぶどう	0.3	1,350	1,340	5,424,993	424	416,495	1,249,485			
		なし	0.7	3,070	504	10,837,022	322	504,046	3,528,322	13,928,684	9,311,203	2,905
ブルーベリー観光	0.5	かき	0.3	2,140	482	3,091,662	217	363,053	1,089,159	7,666,665	6,696,945	1,205
		ブルーベリー	0.5	828	1,852	7,666,665	241	193,944	969,720			

※1 品種構成は極早生・早生20%大津四号マルチ栽培15%大津四号普通栽培45%青島20%

※2 品種構成は露地湘南ゴールド20%、不知火20%、はるみ20%、その他の品種40%

※3 品種構成は早生10%大津四号マルチ栽培15%大津四号普通栽培45%青島温州30%

※4 品種構成は不知火10%、清見25%、その他の品種65%

#### 4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

本県の果樹園は、かんきつ類やキウイフルーツを中心として傾斜が15度以上と大きく、かつ、細分化されており、農作業効率の非常に悪い地域に多く存在している。

そこで、農作物の集出荷作業の省力化、流通の改善及び観光農業の振興等を図るため、農道整備を推進する。

また、小規模な土地基盤整備への支援を推進し、園内作業道整備や優良品種への改植、土壌浸食を防止するための排水路等の整備、品質確保のためのかんがい施設の更新等により、生産性の向上を図る。

さらに、担い手の高齢化が進む中で、新規就農や企業参入による新たな担い手の育成・確保を図るとともに、農地中間管理事業等を活用した土地の利用集積や農作業の受委託を促進し、農業経営の効率化を推進する。

#### 5 果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関する事項

##### (1) 販路の確保

多様な販売形態を促進するため、産地と実需者等が連携し、多様なニーズや期待に応じる「マーケット・イン型農業」に取り組み、販路の確保に努める。

また、県は情報の受発信を行うアンテナショップサイト「かなさんの畑」や農業技術センターのホームページ等のインターネット、産地のメールマガジン等により「食」の情報発信を行うとともに、産地や生産者名、栽培履歴に加え、食べ頃や食べ方等についても掲載し、消費者に対して「安全・安心」の観点からも、付加価値を提供することで、新たな販路やリピーターの確保に努める。

##### (2) バリューチェーンの構築

本県の果樹農業は、直売と共販に分けられ、特に共販については県外の大産地と比較して規模が小さいが、大消費地に隣接している有利性を生かした多様な販売形態が可能となっている。うんしゅうみかんやその他かんきつの一部、かき、うめ、キウイフルーツ、いちじく、くりは、湘南、足柄上、西湘地域で共販されているが、量的需要への対応や品質のバラツキが問題となっている。

そこで、生産技術向上による果実の安定生産や品質格差の解消のため、樹上選別・個別選果の徹底や一括貯蔵管理による計画的出荷等により、共販体制の強化を図り、バリューチェーンの構築を推進する。また、多様な販路に対応した出荷規格や流通の見直しを促し、付加価値化を推進する。さらに、流通コストの低減を図るため、県内産地間の連携により、取引情報と物流の合理化を目指す。

西湘地域については農協の広域化が進み、選果施設の再編整備が行われたが、平成36年を完成の目標としている広域営農団地農道整備事業による広域農道の整備後、選果施設の更新や広域農道を有効利用したサプライチェーンを構築する。また、一部地域については、選果施設の老朽化に伴い整備を検討する。

### (3) 直売等

農協や個人の直売所によって、地域内での流通販売が盛んに行われている。また、県内では地域によって生産される果実に偏りがあることから、県内各地の直売所との連携を図ることにより、県内産果実の消費拡大や、新たな品目の需要が生まれると考えられる。

具体的には、中央ベジフルセンターや県下に整備された大型直売センター等の流通・販売機能を活用し、県内の各産地間での連携を図ることで、地域内完結型ではなく県全体での地産地消を積極的に促進する。

また、県民に都市農業の理解を深めてもらうためにも、経営の一環として生産者と消費者が直接ふれあうことができる観光もぎどり園やオーナー制果樹園の整備については引き続き推進に努める。

さらに、県内産果実のPR及び消費拡大のため、輸出に取り組む産地の支援に努める。

## 6 果実の加工の合理化に関する事項

### (1) 加工原材料の安定確保

近年、菓子やパン等の食品関係業者により、地産地消による地域振興の一環から、かんきつやぶどう等の地元産果実を利用した製品が、製造販売される事例が多くなっている。

実需者ニーズのある保存の可能な一次加工品を製造し、周年供給を実践する生産者及び農業団体等に対して支援するほか、共販体制が構築されている、かんきつやうめ等について、食品関係業者との長期契約により安定供給を図る。また、安定して地元産の果実を求める食品関係業者に対し、高度な栽培技術や選果により、需要に対応するよう支援する。

### (2) 実需者との連携による新需要の創出

国産果実加工品は、缶詰等輸入加工品と比較して供給量が少なく、価格差が拡大している。一方で、高品質な加工品に対するニーズもあることから、こうした需要にも対応していくため、本県ならではの商品開発など新たな需要の創出を促進する。例えば、競合品目との差別化・ブランド化を図るため、ストレート果汁等、高品質果実加工品の生産を推進するとともに、果皮等に含まれる有効成分の抽出等の研究開発の推進や、その成果を活用した消費者の健康志向や果実の機能性に着目した製品の開発・生産等を支援する。

さらに、果実の持ち味を生かし、生産者が自ら、又は、食品関係業者と連携することにより、新たな商品を開発し、販売する6次産業化についても推進し、県内産果実の消費拡大を図る。

## 7 その他必要な事項

### (1) 広域濃密生産団地に関する基本的方針

本県の果樹農業においては、都市化が進む中、面的なまとまりを持つ果樹生産団地の維持は難しくなっているが、生産の維持増大、産地体制の強化を図るため、主力産地をエリア設定し、広域濃密生産団地として位置付ける。

- 栽培面積が多く生産団地化されているうんしゅうみかん・その他かんきつ類2団地、うめ2団地、キウイフルーツ1団地の計5団地を設定し、次のとおり総合的な生産流通対策を推進する。
- ア 急傾斜地等、作業性の悪い園地のうち、特に栽培不適地については廃園も含め、他品目・他作物への転換を進め、栽培適地については担い手への集積を進めるとともに、基幹農道や連絡道、園内作業道等を整備し、運搬機等の機械化を推進する。
  - イ 労力不足に対応した省力化技術の普及を進めるとともに、高樹齢樹や優良品種の更新を計画的に行い生産基盤の強化を図る。
  - ウ 需要に対応した品種及び販売期間拡大を可能とする品種の導入を産地戦略のもとに進めるとともに、品質の向上、均質化を図りブランド化を推進する。
  - エ 生産者自らが農作業工程を記録・点検するGAPの取組を支援し、安全・安心な果実の提供を行う。
  - オ 堆肥の投入等による土づくりと土壌診断を活用した適正施肥に努め、化学的防除に過度に依存しない環境保全型農業を推進する。
  - カ 病害虫の効果的かつ省力的な防除を行うため、スピードスプレーヤの導入を推進する。
  - キ 薬剤散布にあたってはドリフト防止ノズルの使用による飛散防止や周辺住民への事前周知等により農薬による事故防止の徹底を図るほか、鳥害対策の爆音器の使用に当たっては住民の生活環境を十分に配慮した対応をする。
  - ク 果実品質に配慮した集出荷、貯蔵体制の再編整備を図るとともに、共販体制の強化により、市場出荷、量販店との契約出荷等、多様な流通形態に対応できる体制作りを進める。直売については、地域内完結型ではなく、大型直売センターの連携による県内各産地間の流通体制を支援する。
  - ケ 鳥獣被害については、県が構成する鳥獣被害対策チーム等により地域の取組を支援する。
  - コ 気象災害に対応するため、果樹共済への加入を推進し経営の安定化を図る。

## (2) 広域濃密生産団地

対象果樹の種類	団地名	市町村名
うんしゅうみかん その他かんきつ類	足柄上地区	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
	西湘地区	小田原市、真鶴町、湯河原町
うめ	足柄上地区	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町
	西湘地区	小田原市、真鶴町、湯河原町
キウイフルーツ	足柄上・西湘地区	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、小田原市、真鶴町、湯河原町

注) 広域濃密生産団地とは、次に掲げる条件の全てを満たす自然的、経済的条件を同じくする果樹生産地域のことをいい、その区域は1つの市町村区域に限らず、より効率的な出荷単位により市場に出荷できるような地域の大きさを期待しているものである。

- ①その地域において生産団地を形成する対象果樹の栽培面積が、かんきつ類は概ね

500ha以上、りんごは概ね300ha以上、その他の果樹は100ha以上であること。

- ②対象果樹の樹園地の集団化が、合理的な生産及び集出荷活動を可能とする程度に達していること。
- ③対象果樹に係る果樹園経営の相当部分が、高度の生産性の水準に達していること。
- ④対象果樹の品種構成が、合理的な生産出荷を行うのに適していること。
- ⑤対象果樹の果実の集出荷施設が、その出荷規模に応じて合理的に配置されており、当該果実の相当部分が統一的な意思のもと計画的に出荷されていること。
- ⑥対象果樹の果実の出荷規格の標準化が相当程度に進んでいること。

果樹農業振興特別措置法の解説 編者：果樹農業研究会  
昭和62年5月30日発行より